士別市役所　開庁時間　　8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

【重要なお知らせ】

令和８年１０月１日から、市役所の窓口対応時間の短縮を試行します。

窓口対応時間　　9時00分～16時30分（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

転出手続きチェックリスト（窓口手続き用）

□市役所本庁舎での手続き（1階窓口）

窓口番号 (窓口名)		項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
1	住民票・戸籍証明	□転出届	市外に引越しする場合は、転出の届け出が必要です。 ※転出予定日の14日前から手続きできます。	●住所の異動届出が必要です。 （新しい住所及び転出予定日の記載が必要です） ●転出証明書を交付します。 ※マイナンバーカードをお持ちの方へは、転出証明書を交付しません。転入先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、転入手続きをしてください。		市　民　課 戸籍住民係 ☎26-7577
		□マイナンバーカードの住所変更	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の手続きをしてください。 （暗証番号が必要になります）		
		□印鑑登録	転出予定日で廃止になります。	●印鑑登録証は、窓口に返却するか、ご自身で破棄してください。		
2	国保・後期高齢者・年金・医療費助成のこと	□国民健康保険	国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。	●「資格確認書」「限度額認定証」を返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の資格確認書は使用できません。		市　民　課 医療年金係 ☎26-7703
			保険税額が変更になる場合、転出手続きの際、変更後の納付書をお渡しします。	●納期限までに納めてください。		
			保険税額が変更になり、還付が生じる場合、還付先口座の届出が必要です。	●還付先の口座がわかるものをお持ちください。		
		□後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険の資格喪失手続きが必要です。	●「資格確認書」を返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の資格確認書は使用できません。 ●道外へ転出する方へは「負担区分等証明書」を発行しますので、転入先の市区町村へ提出してください。		
			保険料額が変更になる場合、後日納付書を郵送します。	●納期限までに納めてください。		
			保険料が変更になり、還付が生じる場合は、還付先口座の届出が必要です。	●還付先の口座がわかるものをお持ちください。		
		□国民年金	海外へ転出する場合は手続きが必要です。	●今後の年金についてご案内します。 （任意加入、保険料精算等の手続き）		
		□重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	●「受給者証」を返却してください。 ●資格喪失届を提出してください。		
		□ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	●「受給者証」を返却してください。 ●資格喪失届を提出してください。		
		□子ども医療費助成	子ども医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	●「受給者証」を返却してください。 ●資格喪失届を提出してください。		

窓口番号 (窓口名)		項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
4	市税証明・税金のこと	□原付バイク（125cc以下）小型特殊自動車（農耕用含む）の届出	車両の主たる定置場を転入先の市区町村に変更する場合、手続きが必要です。	●士別市が交付した「標識（ナンバープレート）」を返却してください。 ●転入先の市区町村で新たに「標識（ナンバープレート）」を取得してください。		税務課 市民税係 ☎26-7720
		□市税の納付	市税の未納がある場合は、速やかに納付してください。 ・市民税　・固定資産税 ・軽自動車税　・国保税	●納付書を確認し、最寄りのコンビニ店舗等で早急に納付してください。 ●納付書を紛失した場合は、再発行を受けてください。		税務課 納税係 ☎26-7718
			納期がこれから到来する市税がある場合は、納付書を確認してください。 ・市民税　・固定資産税 ・軽自動車税	●納期限までに納めてください。 ※市民税は、1月1日現在の住所地の市町村に納める必要がありますので、転出後も本年度分は、士別市の納付書で納めてください。 ●納付書を紛失した場合は、再発行を受けてください。		
5	公営住宅・上下水道・建築確認のこと	□上下水道	上下水道を使わない場合は、使用中止の手続きが必要です。	●使用中止の手続きは、電話やHPからでもお受けできます。 ※使用中止の手続きしないと、基本料金がかかり続けます。 ※HPは「インターネットによる上下水道の使用開始・中止等の受付」をご覧ください。		上下水道局 経営料金係 ☎26-7725
		□公営住宅	公営住宅の退去手続きや同居者の転出手続きが必要です。	●状況により必要な手続きが異なりますので、転出の届け出前に担当までお問い合わせください。		建築課 住宅係 ☎26-7726
6	生活支援・障がい福祉のこと	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村で、各種手帳の住所変更手続きが必要です。		地域福祉課 地域福祉係 ☎26-7744
		□自立支援医療	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村で、自立支援医療の住所変更手続きが必要です。		
		□特別児童扶養手当 □特別障害者手当 □障害児福祉手当	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村で、各種手当の住所変更手続きが必要です。		
7	介護保険、高齢者のこと	□介護保険	介護保険の資格喪失手続きが必要です。	●「介護保険被保険者証」「負担限度額認定証」「負担割合証」を返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の保険証は使用できません。		高齢者福祉課 高齢者係 ☎26-7749
			保険料が変更になり、還付が生じる場合、還付先口座の届出が必要です。	●還付先の口座がわかるものをお持ちください。		
			各種サービスの喪失手続きが必要です。	●状況により必要な手続きが異なりますので、転出手続きの際にご案内します。		
			保険料・サービス利用料に未納がある場合、納付方法の確認が必要です。	●納付方法について窓口で確認してください。		
8	こどもの福祉のこと	□児童手当	児童手当受給事由消滅の手続きが必要です。	●児童手当受給事由消滅届を提出してください。		こども・子育て応援課 子育て支援係 ☎26-7759
		□児童扶養手当	児童扶養手当の住所変更の手続きが必要です。	●児童扶養手当住所変更届を提出してください。 ●転入先の市区町村へ現在お持ちの「受給者証」を提出してください。		

□市役所本庁舎での手続き場所（2階窓口）

窓口番号 (窓口名)		項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
13	畜犬・墓地のこと	□しべつ霊園 市内共同墓地	しべつ霊園または市内共同墓地の使用者は、住所変更の手続きが必要です。 ※使用者とは、墓地使用権を有する方です。	●住所変更の届け出をしてください。 〈必要書類〉 ・墓地使用者の新しい住所の住民票 （本籍の記載があるもの） ・墓地使用許可証		都市環境課 管　理　係 ☎26-7734 朝日支所 地域生活課 ☎28-2121
		□畜犬登録	犬も一緒に転出する場合、士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村で手続きをしてください。		
			飼い主を変更する場合、手続きが必要です。	●飼い主変更届を提出してください。 ※新しい飼い主が申請者になります。		

□市役所本庁舎以外の手続き

●教育委員会　学校教育課学務係（士別市東5条3丁目　士別警察署隣）☎0165－26－7303

項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄
□小・中学校転校	転校の手続きが必要です。	●転出前に、士別市で通学していた学校、転入先の市区町村の教育委員会及び通学予定の学校へ確認してください。	

●保健福祉センター（士別市東11条5丁目　士別市立病院隣）☎0165－22－2400

項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄
□妊産婦健康診査	士別市での手続きは必要ありません。	●士別市で発行した受診票は使用できません。 ●「妊産婦健康診査受診票」は、保健福祉センターに返却するか、ご自身で破棄してください。	
□予防接種	士別市での手続きは必要ありません。	●士別市で発行した予約票は使用できません。 ●新しい予約票は、転入先の市区町村の保健センター等へお問い合わせください。	

〈手続きメモ〉